

平成30年3月19日

向日市議会議長  
永井照人様

提出者

向日市議会議員 山田千枝子

賛成者

向日市議会議員 北林重男

修正案の提出について

議案第11号「向日市事務分掌条例の全部改正について」に対する修正案を、地方自治法第115条の3及び向日市議会会議規則第18条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

記

第1条 「市民サービス部」を「市民福祉部」と改める。

第2条 「市民サービス部」を「市民福祉部」と改める。

附則5 「市民サービス部」を「市民福祉部」と改める。

〈参 考〉

向日市事務分掌条例の全部改正について

新 旧 対 照 表

修 正 案	議案第 1 1 号原案
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 5 8 条 第 1 項の規定に基づき、次の部を設置する。</p> <p>ふるさと創生推進部 総務部 環境経済部 <u>市民福祉部</u> 建設部 上下水道部</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第 2 条 各部の主な分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>ふるさと創生推進部 (1) ～ (7) 略 総務部 (1) ～ (10) 略 環境経済部 (1) ～ (7) 略 <u>市民福祉部</u> (1) ～ (11) 略 建設部 (1) ～ (8) 略 上下水道部 下水道に関すること。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 ～ 4 略</p> <p>5 向日市福祉問題審議会条例(昭和 5 5 年条例第 1 5 号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第 9 条中「健康福祉部」を「<u>市民福祉部</u>」に改める。</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 5 8 条 第 1 項の規定に基づき、次の部を設置する。</p> <p>ふるさと創生推進部 総務部 環境経済部 <u>市民サービス部</u> 建設部 上下水道部</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第 2 条 各部の主な分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>ふるさと創生推進部 (1) ～ (7) 略 総務部 (1) ～ (10) 略 環境経済部 (1) ～ (7) 略 <u>市民サービス部</u> (1) ～ (11) 略 建設部 (1) ～ (8) 略 上下水道部 下水道に関すること。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 ～ 4 略</p> <p>5 向日市福祉問題審議会条例(昭和 5 5 年条例第 1 5 号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第 9 条中「健康福祉部」を「<u>市民サービス部</u>」に改める。</p>